

交通安全県民の日制定要綱

1 制定の趣旨

交通事故防止の徹底をはかるため、国、県、市町村は、交通安全を確保する諸施策を効果的に実施しなければならないことは当然であるが、もはやこれらの施策のみで交通事故を絶滅することは困難な状況である。

県民一人一人が交通事情の現状をよく認識して、交通安全意識をさらに高め、積極的に交通事故を防止するための努力が必要である。

このため、毎月交通安全県民の日を定め、県民総ぐるみで交通安全活動を展開し、交通事故のない明るく住みよい島根の実現をはかることとする。

2 交通安全県民の日

毎月1日とする。

3 交通安全県民の誓いの制定

交通安全県民の誓い（別添）を制定し、交通事故の防止について県民の理解を深めるとともに交通安全対策をさらに積極的に推進することとする。

4 交通安全県民の日における実施事項および実施要領

公安委員会、教育委員会、その他関係機関および関係団体と協議して別に定めることとする。

5 その他

交通安全県民の日制定について一般に周知するため、これを告示することとする。

別添

交通安全県民の誓い

われわれは、安全で、豊かで、住みよい社会の実現を願っています。

年ごとに深刻化し、今や大きな社会問題となっている交通事故を防止して、明るい郷土を築きましょう。

（人命を尊重し、明るい地域社会をつくろう）

- 1 人命を尊重し、お互いに人間愛の精神をもち、明るい地域社会をつくることに心がけましょう。

（交通法規を確実に守ろう）

- 2 交通法規を確実に守り、お互いに助け合いましょう。

（確実、安全な運転をしよう）

- 3 車を運転するときは、事故を起こさないよう確実、安全な運転をしましょう。

（安全な歩行をしよう）

- 4 道路を歩くときは、車に注意し、自分の身は自分で守ることに心がけ、安全な行動をしましょう。

（年寄りと子どもを守ろう）

- 5 だれもが年寄りと子どもを交通事故から守るよう心がけましょう。